

四半期報告書

(平成25年度第3四半期)

自 平成25年10月1日

至 平成25年12月31日

三菱自動車工業株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 4
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 5

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 11
- (2) 新株予約権等の状況 19
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 19
- (4) ライツプランの内容 19
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 19
- (6) 大株主の状況 19
- (7) 議決権の状況 20

2 役員の状況 21

第4 経理の状況 22

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 23
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 25
 - 四半期連結損益計算書 25
 - 四半期連結包括利益計算書 26

2 その他 34

第二部 提出会社の保証会社等の情報 35

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【四半期会計期間】	平成25年度第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03) 3456-1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 落合 啓二 (「第一部第3提出会社の状況」に関する事項については 総務部長 南村 章)
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03) 3456-1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 落合 啓二 (「第一部第3提出会社の状況」に関する事項については 総務部長 南村 章)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		平成24年度 第3四半期 連結累計期間	平成25年度 第3四半期 連結累計期間	平成24年度
会計期間		自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高	百万円	1,282,629	1,518,713	1,815,113
経常損益	百万円	52,366	116,355	93,903
四半期（当期）純損益	百万円	17,343	88,413	37,978
四半期包括利益又は包括利益	百万円	35,991	98,032	88,459
純資産額	百万円	300,099	446,768	351,227
総資産額	百万円	1,302,382	1,504,953	1,452,809
1株当たり四半期（当期） 純損益金額	円	30.66	142.48	66.05
潜在株式調整後1株当たり 四半期（当期）純利益金額	円	17.03	89.77	37.09
自己資本比率	%	22.23	28.95	23.42

回次		平成24年度 第3四半期 連結会計期間	平成25年度 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自平成24年10月1日 至平成24年12月31日	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日
1株当たり四半期純損益金額	円	△23.42	67.04

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高は、消費税等を含んでいない。
3. 平成25年8月1日付で普通株式10株を1株の割合で併合しており、平成24年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期（当期）純損益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額を算定している。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。
また、主要な関係会社における異動もない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、この四半期報告書提出日現在までの間において変更及び追加すべき事項が生じている。下記は、当該有価証券報告書の「事業等のリスク」について、当該変更及び追加すべき事項が全般にわたるため、これらを反映し、その全体を一括して記載したものである。

なお、文中の将来に関する事項は、この四半期報告書提出日現在において当社が判断したものである。

当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがある。

(1) 国内外の経済情勢及び社会情勢の影響

当社グループの当連結会計年度売上高に占める海外売上高比率は約8割であり、日本のほか、当社グループの今後の地域戦略の中心を担うアセアン諸国その他の新興市場国等の経済情勢及び社会情勢が変化した場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。また、海外市場における事業展開には、法制や税制の変更、政治・経済情勢の変化、インフラの未整備、人材確保の困難性、テロ等の非常事態、伝染病の流行等といったリスクが内在しており、当該リスクの顕在化により、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 自動車業界の競争激化の影響

自動車業界は過剰生産能力等を背景として、世界的な競争が熾烈化しており、価格競争などにより販売インセンティブや効果的な広告宣伝活動が販売促進及びマーケットシェアの維持に不可欠になっている。こうした価格競争や販売インセンティブ等の増加は当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

また、自動車業界の競争の熾烈化に伴い、新製品の開発サイクルがより短期的となっている中、価格、品質、安全性等の様々な面で顧客のニーズを捉えた新製品を適時・適切に提供できない場合、また当社の戦略商品が市場に十分に受け入れられない場合には、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社グループが競争力の維持強化に向けた施策を今後効果的に講じることができない場合には、製品の需要の低下等により、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(3) 自然災害や事故等の影響

当社グループは、日本及び世界各地に製造拠点等の設備を有しており、当該各地で大規模な地震・台風・洪水等の自然災害や火災等の事故、感染症の発生により、当社グループ又はその取引先の操業の中断等の重大な支障をきたす場合がある。これらは発生可能性が高く当社グループ事業へ影響が大きいと想定されるシナリオに基づき事業継続計画・災害対策の取組整備を進めているが、想定を超える規模で発生した場合は当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(4) 法規制等の影響

当社グループは、事業を展開する各国において地球環境保護や製品の安全性に関連する規制等、様々な法規制の適用を受けており、当社グループが当該法規制に適応し又はこれを遵守できない場合、またそれにより制裁を受けた場合、改正・強化された新たな規制への適応又は遵守のために多額の費用が生じる場合などは当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(5) 製品の原価変動の影響

当社グループは、多数の取引先から原材料及び部品等を購入し、製品の製造を行っており、需要及び市況変動により当社製品の製造原価が上昇した場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(6) 為替変動の影響

当社グループの当連結会計年度売上高に占める海外売上高比率は約8割であり、このうち外貨建債権債務については為替予約等によりリスク低減に努めているが、為替相場が変動した場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(7) 調達金利変動の影響

当社の連結有利子負債残高（短期借入金及び長期借入金の合計額）は、平成25年12月末時点で2,841億円であり、同日時点での当社の連結現預金残高は4,442億円であるため、その影響は一部軽減されるものの、今後の金融情勢の変化による調達金利の変動により当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(8) 計画前提と現実との相違等により中期経営計画における目標を達成できない場合の影響

当社グループは、中期経営計画を策定し、中期的な事業戦略を定めているが、中期経営計画の前提が現実と異なることとなった場合、また、本項記載の他のリスクが顕在化した等の場合には、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(9) 製品の品質・安全性の影響

当社グループによる製品の品質向上及び安全性の確保の努力にもかかわらず、製品の欠陥又は不具合によるリコール又は改善対策等が大規模なものとなり、又は大規模な製造物責任を追及された場合には、多額の費用負担、当社製品への評価及び需要の低下等により、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(10) 訴訟等の影響

当社グループが、事業を遂行していく上で、ユーザー、取引先や第三者との間で訴訟等が発生し、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

また、現時点で係争中の法的手続に対する判決等が当社グループの主張、予測と異なる結果となる場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当社は、平成22年2月20日、当社のエジプトにおける旧販売会社であるMASRIA Co., Ltd (以下「原告」という。) から、当社による同社との販売店契約の解約について、9億米ドルの損害賠償請求を含む訴訟を提起されている。これにつき平成22年10月26日に第一審裁判所、平成24年7月3日に控訴審裁判所のそれぞれにおいて原告の請求を却下する旨の判決があったが、原告がこれに対し、平成24年7月21日付で上告したため、本件は上告審に係属中である。

当社による解約通知は販売店契約に従ってなされた合法的なものであり、原告の請求原因には合理性がないことなどから、現時点において、本訴訟は当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼすものではないと判断している。

(11) 他企業との提携の影響

当社グループは、事業を展開する上で国内外の自動車メーカーをはじめ、他社と様々な提携活動を行っているが、提携先固有の事情、提携先との協議の不調等、当社グループの管理できない要因により、提携の目的を十分に達成できない場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(12) 特定調達先への依存の影響

当社グループは、原材料及び部品等を多数の取引先から調達している。より高い品質、技術をもったものをより競争力のある価格で調達しようとする場合、発注が特定の調達先に集中することがある。また特別な技術を要する部品等については提供できる調達先が限定されることがある。そのため、予期せぬ事由によりそれらの調達先からの供給が停止した場合又は適時に競争力のある価格で調達ができない場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(13) 顧客、取引先等の信用リスクの影響

当社グループは、顧客や、販売業者、金融事業によるリース先等の取引先の信用リスクを有している。かかる信用リスクに基づく損失が当社グループの想定を上回る場合には、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(14) 知的財産権侵害の影響

当社グループは、他社製品との差別化のため、技術・ノウハウ等の知的財産を保護するとともに、第三者の知的財産権に対する侵害の予防に努めている。しかしながら、第三者が当社グループの知的財産を不当に使用した類似商品を製造・販売したり、世界各国における法規制上、当社グループの知的財産権の保護に限界があることで販売減少や訴訟費用が発生した場合、あるいは、予期せぬ第三者の知的財産権侵害のために製造販売の中止、賠償金支払、当社製品への評価及び需要の低下等が生じた場合、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(15) 情報技術及び情報セキュリティの影響

当社グループの運営や製品等に利用する情報技術及びネットワークやシステムについては、ハッカーやコンピュータウイルスによる攻撃、不正使用やインフラ障害等により支障を来すおそれがあり、その結果、当社グループの経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。当社グループは、個人情報を含むグループ内外の機密情報を保有しており、当該情報が不正に外部に流出した場合、当社グループの社会的信用及び経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

(16) 普通株式及び優先株式の発行並びに資本再構築プランによる影響

当社は、平成16年6月、7月、平成17年3月及び平成18年1月に各種優先株式を発行した。このうち平成16年6月発行の第2回A種優先株式、平成16年7月発行の第1回乃至第3回B種優先株式及び第3回A種優先株式はすべて普通株式に転換が完了しており、残る第1回A種優先株式及び第1回乃至第4回G種優先株式については資本再構築プランの実施により可能な限り全て消却することを目指す。その全てを消却できない場合には、将来の転換による普通株式の発行により当社普通株式の希薄化が生じ、株価に影響を及ぼす可能性がある。但し、当社は、第1回A種優先株式及び第1回乃至第4回G種優先株式の株主である本優先株主との間で、資本再構築プランによる場合を除き、本優先株主が（三菱重工業については自ら及び三菱重工業子会社をして）第1回A種優先株式及び第1回乃至第4回G種優先株式の取得請求権を平成29年6月末日までの間行使しないことを合意している（後述の「3. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題」における「II 「三菱自動車 資本再構築プラン」について」「③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」を参照されたい。）。また、資本再構築プランにおいて予定されている本増資及び優先株式の転換等により普通株式が発行された場合、当社普通株式の希薄化が生じるため、株価に影響を及ぼす可能性がある。資本再構築プランの実行後も、株主3社合計の議決権比率を34%以上35%未満とし、同時に当社は引き続き三菱重工業の持分法適用関連会社である予定だが、株主3社の利害が当社の他の株主の利害と一致する保証はない。なお、株主3社の全部又は一部が、将来のある時点において、当社の議決権の全部又は一部を有しなくなる可能性もある。さらに、資本再構築プランにおける公募等による増資の実施後も三菱重工業を除く本優先株主の全部又は一部が優先株式を保有し続ける可能性があり、その場合には、一定の重要な事項について種類株主による種類株主総会の決議が必要となり、三菱重工業を除く本優先株主が当該事項について事実上拒否権を有することとなるほか、当社は、当社普通株式に対する配当に先立ち、優先配当を行う必要がある。但し、当社は、三菱重工業を除く本優先株主各社との間で、資本再構築プランの実施後も優先株式が残存する場合は、剰余金の配当を行った後の当社の分配可能額の範囲内かつ当社の事業の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、当該優先株式の全てを、平成29年6月末日までに、金銭対価の取得条項により取得することを合意している（後述の「3. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題」における「II 「三菱自動車 資本再構築プラン」について」の「③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」を参照されたい。）。なお、優先配当あるいは金銭対価の取得条項による優先株式の取得が行われた場合は、当社普通株式への配当に影響を及ぼす可能性がある。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間の自動車業界を取り巻く事業環境は、米国経済の回復やユーロ圏の底打ち、日銀の金融緩和を受けた円高是正などで景気の回復傾向が強まる一方、米国の量的金融緩和縮小を巡る新興国経済の動揺、中国のシャドーバンキング問題、中東や北アフリカでの地政学リスクの高まりなど、依然として不安要因を抱えた状況にあった。

このような事業環境の中、当第3四半期連結累計期間の当社グループの業績について、売上高は、1兆5,187億円（前年同期比+2,361億円、同+18%）となった。営業利益は、タイでの台数減少影響や豪州・アセアン・北米での販売費増加はあったが、為替の好転影響に加え、資材費等コスト低減を確実に進めたことなどにより、963億円（前年同期比+554億円、同+135%）となった。経常利益は為替差損益のプラスなどにより、1,164億円（前年同期比+640億円、同+122%）、純利益は884億円（前年同期比+711億円、同+410%）となり、すべての利益項目において第3四半期連結累計期間における過去最高益を達成した。

販売台数（小売）は新車投入効果などにより、日本、北米、欧州、アジア・その他の全地域で前年同期を上回り、合計で776千台（前年同期比+52千台、同+7%）となった。

地域別には、日本では、登録車が前年同期を下回ったものの、平成25年6月より発売した新型『eKワゴン』『eKカスタム』が好調に推移し、97千台（前年同期比+5千台、同+5%）となった。

北米では、米国における主力車種の『アウトランダースポーツ』に加え、平成25年6月に投入した新型『アウトランダー』や同年10月に本格的に販売を開始した『ミラージュ』が販売台数増加に寄与したことにより、北米全体では70千台（前年同期比+8千台、同+12%）となった。

欧州では、新型『アウトランダー』や『ミラージュ』に加え、環境対応車『アウトランダーPHEV』の新車投入効果などにより、149千台（前年同期比+14千台、同+10%）となった。なお、ロシアにおいて平成25年9月に現地生産を開始した『パジェロスポーツ』も欧州全体の販売台数増加に貢献している。

アセアンでは、政府によるファーストカーバイヤープログラムが平成24年12月に終了した影響等で調整局面にあるタイの販売は減少したが、インドネシアやフィリピンなど他の地域で落ち込みの一部をカバーし、全体では184千台（前年同期比△27千台、同△13%）となった。中国では、広汽三菱汽車で現地生産を開始した『ASX』や『パジェロスポーツ』の販売が好調に推移し、54千台（前年同期比+25千台、同+85%）となった。その他、豪州・ニュージーランド、中南米、中東・アフリカのいずれの地域においても台数は増加し、アジア・その他地域全体では460千台（前年同期比+25千台、同+6%）となった。

当社の報告セグメントの業績は次のとおりである。

① 自動車

当第3四半期連結累計期間における自動車事業に係る売上高は、1兆5,097億円（前年同期比+2,344億円、同+18%）となり、営業利益は、951億円（前年同期比+561億円、同+144%）となった。

② 金融

当第3四半期連結累計期間における金融事業に係る売上高は、89億円（前年同期比+16億円、同+22%）となり、営業利益は12億円（前年同期比△7億円、同△38%）となった。

なお、当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分したセグメントの業績（注）は次のとおりである。

① 日本

売上高は、売上台数の増加により、1兆2,469億円（前年同期比+1,979億円、同+19%）となり、営業利益は526億円と黒字に転換した。（増収、黒字化）

② 北米

売上高は、売上台数の増加や為替の円高是正影響により、2,045億円（前年同期比+853億円、同+72%）となり、営業利益は12億円と黒字に転換した。（増収、黒字化）

③ 欧州

売上高は、為替の円高是正影響や、高額車両の増加により、1,076億円（前年同期比+202億円、同+23%）となったものの、販売費用の増加などにより、営業利益は84億円（前年同期比△15億円、同△15%）となった。（増収、減益）

④ アジア・オセアニア・その他地域

売上高は、売上台数の増加により、6,335億円（前年同期比+284億円、同+5%）となったが、販売費用の増加や採算の良い車種の販売減少などにより、営業利益は401億円（前年同期比△97億円、同△19%）となった。（増収、減益）

(注) 売上台数及び売上高、営業損益は連結財務諸表の注記事項（セグメント情報等）の補足情報の内容を記載している。具体的には、日本については当社及び国内連結子会社、海外については、各地域に所在する海外連結子会社の業績を説明している。従って、当社が公表している外部顧客の所在地を基礎として区分した地域別業績（売上高、営業利益）の値とは異なる。

(2) 財政状態

当第3四半期連結会計期間末の総資産は1兆5,050億円（前年度末比+522億円）となった。そのうち、売上債権は1,232億円（前年度末比△264億円）、棚卸資産は新型車発売に備えた初期配備などにより2,189億円（前年度末比+166億円）となった。負債合計は1兆582億円（前年度末比△434億円）となり、そのうち有利子負債残高は、資金効率の観点から2,841億円（前年度末比△803億円）に圧縮した。純資産は、当期利益の計上などにより、4,468億円（前年度末比+956億円）となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前事業年度の有価証券報告書に記載した「対処すべき課題」について、当該有価証券報告書の提出日以後、この四半期報告書提出日現在までの間において変更すべき事項が生じている。下記は、当該有価証券報告書の「対処すべき課題」について、当該変更すべき事項が全般にわたるため、これらを反映し、その全体を一括して記載したものである。

なお、文中の将来に関する事項は、この四半期報告書提出日現在において当社が判断したものである。

今後を展望すると、自動車業界を取り巻く事業環境は、短期的には超円高の是正や低迷していた欧州経済の底打ちなど、明るい兆しも見られる一方で、米国の財政・金融問題を巡る混乱や新興国経済の変調といった先行きの不透明感も拭えない状況の中、中長期的には新興国市場の成長と成熟国市場の停滞、更なる世界的な競争激化など、引き続き大きな変化が見込まれる。

このような事業環境の中で、当社は、平成25年11月6日に、(i)今後の当社グループの成長を目指し、平成26年度から平成28年度までの3年間を対象とする新たな中期経営計画「ニューステージ2016」（以下「新中期経営計画」という。）、及び(ii)継続的な株主還元と当社の持続的成長を支える経営基盤の確立を目的として、「三菱自動車 資本再構築プラン」（以下「本プラン」又は「資本再構築プラン」という。）を策定した。

I 中期経営計画「ニューステージ2016」について

当社は、新中期経営計画において、「戦略商品投入による売上高の増大」、「三菱自動車らしさの追求」、「アセアン地域の生産体制強化」、「新興国に強みを持つSUV系ブランドの確立」、「協業を通じた経営リソースの有効活用」の5つを基本方針とし、更なる成長を目指して、以下の諸施策に取り組んでいく。

① 戦略商品投入による売上高の増大

当社グループ全世界の売上の大半を占めるピックアップトラック・SUV・クロスオーバー系車種を戦略商品と位置づけ、このうち当社の基幹車種と言える『トライトン』・『パジェロスポーツ』について、それぞれ平成26年度・平成27年度に相次いで新型車を投入することを計画している。この他、新型『RVR』、新型『デリカD:5』、新型『パジェロ』の開発や、プラグインハイブリッドEV車両の展開拡大に向けた技術開発なども進めており、これらの戦略商品・技術を平成27年度以降、順次市場に投入していくことで、売上高の増大に繋げる予定である。

② 次世代技術開発の推進

当社は、「環境への貢献」、「走る歓び」、「確かな安心」を技術展開における3本柱に掲げており、このコンセプトのもと次世代技術開発を推進する。具体的には、(i)電動車両生産比率の向上、(ii)走行性能と環境性能を両立する次世代エンジンの開発、(iii)四輪駆動の統合制御技術『S-AWC』や先進予防安全技術『e-Assist』などの進化と展開車種の拡大、(iv)スマートフォンを介してクルマをインターネットにつなぐコネクテッドカー技術の採用を通じたクルマのIT化等の諸施策を講じることにより、引き続き次世代技術開発を推進していく。

③ 地域戦略の深掘り

当社グループがこれまで取り組んできた新興国での事業強化に向けた事業基盤の整備の効果を着実に具現化させ、アジアを中心とした新興国における事業の売上高及び収益の拡大を更に推進させる。また、成熟国事業の構造改革を、新興国事業の強化とともに車の両輪と捉え、成熟国における収益改善に向けた取り組みを加速させる。

④ 事業構造の改革

当社は、事業構造の改革を積極的に進めることで、コストの抜本的な改善に取り組む予定である。具体的には、需要の伸びが見込まれる新興市場での生産を拡大させる一方、成熟国での生産能力の適正化や、国内工場では効率化・新世代化を進めることでグローバルでの生産能力の最適バランスの実現を目指す。一方で、日本においても、日産自動車との軽自動車の企画・開発合弁会社であるNMKVにおけるプロジェクトを通じて、軽自動車生産拠点の稼働率向上を進めており、今後も積極的に、協業を通じた経営リソースの有効活用を図っていく。また、カーラインの整理・統合等によるコスト削減を進める。さらに、当社グループ全体で、トータルコストの低減に向けた活動も継続する。

⑤ 安定した経営基盤の確保

上記の各施策を実行するため、更なる新興市場での体制強化や、商品力を高めるための先行研究、環境対応などの先端技術開発を推進すべく、積極的に設備投資を実施し、研究開発費を投入する計画である。また、他自動車メーカーとの協業を通じて収益機会を追求するとともに、経営リソースの有効活用を図っていく。

⑥ 品質改革への取り組み

クルマに関わる全ての品質において業界トップレベルを目指し、当社グループを挙げて品質改革への取り組みに注力していく。

これらの諸施策への取り組みを通じて、当社グループの更なる競争力向上を図り、着実な成長軌道に乗せるべく努めていく。

なお、当社グループは全ての事業活動を行うにあたり、今後もコンプライアンスを最優先に考え、お客様や社会からの信頼を損なうことのない誠実な企業として、社会や環境への配慮を強化していく。

また、内部統制システムの不断の見直しを行うことで、一層のガバナンスの強化を図り、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた改善、充実に努めていく。

II 「三菱自動車 資本再構築プラン」について

当社は、平成16年に事業再生を開始して以来、業績及び財務体質の改善に取り組んできたが、十分な分配可能額がなく、また、優先株式に対する潜在的な優先配当負担に鑑み、普通株主に対して剰余金の配当を行うことができず、さらに、優先株式の普通株式への転換により普通株式の希薄化が生じる可能性があることも、当社が普通株主への利益還元を推進する上での障害となっている。なお、優先株式に対しては、これまで優先配当の支払実績はない。

今般、当社は、これまでの取り組みの結果、当社の事業基盤・収益性の強化及び財務体質の改善に一定の進捗が見られたことを踏まえ、当社普通株式の公募増資（以下「本公募増資」という。）を実施し、その発行手取金を原資に優先株式を発行価額よりも低い価格で取得することによって、優先株式の全量処理を目指し、将来における優先株式の普通株式への転換による希薄化が生じる可能性を抑制するとともに、普通株式に対する復配を実現し、もって、継続的な株主還元と当社の持続的成長を支える経営基盤の確立を目的とする本プランを策定した。

本プランの実施に関し、当社は、三菱重工業株式会社（以下「三菱重工業」という。）、三菱商事株式会社（以下「三菱商事」という。）、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」という。）及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「三菱UFJ信託銀行」という。）（以下、三菱重工業、三菱商事及び三菱東京UFJ銀行を併せて「株主3社」といい、株主3社及び三菱UFJ信託銀行を併せて「本優先株主」という。）との間で、以下に記載された内容が規定された資本政策に関する覚書を締結している。

平成26年1月7日現在の本プランの内容は、以下のとおりである。

① 公募増資の実施

当社は、平成25年12月26日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）並びに普通株式、第1回A種及び第1回乃至第4回G種優先株式に係る各種類株主総会（以下、併せて「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本臨時株主総会等」という。）で当社提案の議案が全て可決されたことから、平成26年1月7日開催の取締役会において、本公募増資及びこれに付随するグリーンシュール・オプションの行使による第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といい、本公募増資と併せて「本増資」という。）を行うことを決議した。

② 資本金等の額の減少

当社は、平成25年12月26日開催の取締役会において、本増資の各払込期日と同日付にて、本増資によりそれぞれ増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額を減少させることを決議した（以下、かかる資本金及び資本準備金の額の減少を「本資本金等の額の減少」という。）。

③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使

本公募増資の払込み及び本資本金等の額の減少が完了した場合、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、(a)当社は、取得される各種の優先株式の数に、下記「④ 本臨時株主総会等における定款変更及び優先株式の取得の決議」に記載される各種の優先株式1株あたりの取得価格（発行価額からディスカウントした価格となっている。）を乗じた額の合計が、本資本金等の額の減少により減少した額を超えない範囲で、三菱商事、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行より取得可能な最大数の優先株式を取得し、三菱商事、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行は当該優先株式を当社に譲り渡す予定である。

また、(b)株主3社は、その直接又は間接に保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使して、普通株式を取得することにより、株主3社が当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満を直接又は間接に保有し、かつ、三菱重工業は当社を引き続き持分法適用関連会社とする予定である。具体的には、株主3社は、その直接保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使して普通株式を取得するとともに、三菱重工業は、当社を引き続き持分法適用関連会社とする目的で、(i)本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、三菱東京UFJ銀行との間で三菱重工業が三菱東京UFJ銀行の保有する優先株式を譲り受ける株式譲渡契約を締結するとともに、(ii)完全子会社（以下「三菱重工業子会社」という。）を設立し、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、三菱重工業子会社を営業者とし三菱商事及び三菱東京UFJ銀行を匿名組合員として、三菱商事及び三菱東京UFJ銀行からそれぞれその保有する優先株式の匿名組合出資を受ける匿名組合契約を締結する予定であり、(iii)上記株式譲渡契約及び匿名組合契約に基づき三菱重工業自ら又は三菱重工業子会社が取得する優先株式を、上記のとおり普通株式に転換する予定である。その結果、三菱重工業は、三菱重工業子会社分を含めて、当社の総株主の議決権の数の20%以上を保有する予定である。また、当社及び三菱重工業は、平成25年12月11日に三菱重工業が当社に対して開発・品質面での技術支援を行う旨の技術支援契約を締結している。仮に株主3社が、本増資後に当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満の範囲で直接又は間接に保有することとなるように、その保有する優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合には、当該取得請求権の行使により最大で139,229,300株の普通株式が交付される見込みであり、その場合の当社発行済普通株式数は最大で1,003,123,274株となる見込みである。

当社は、(c)本優先株主との間で、各本優先株主が、平成29年6月末日までの間、上記本プランにより行う場合を除き、その保有する（三菱重工業については、自ら又は三菱重工業子会社において保有する）当社優先株式について、譲渡等の処分を行わず、優先株式については普通株式を対価とする取得請求権を行使しないこと、(d)三菱重工業との間で、平成29年6月末日までの間、上記本プランにより行う場合を除き、自ら又は三菱重工業子会社において保有する当社普通株式について、譲渡等の処分を行わない方針であることを確認している。これにより、三菱重工業は、当社の新中期経営計画期間中、基本的に当社を持分法適用関連会社として維持・継続する予定である。

また、当社は、三菱重工業を除く本優先株主各社との間で、本プランの実施後も優先株式が残存する場合は、剰余金の配当を行った後の当社の分配可能額の範囲内かつ当社の事業の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、当該優先株式の全てを、平成29年6月末日までに、金銭対価の取得条項（詳細は下記「④ 本臨時株主総会等における定款変更及び優先株式の取得の決議」を参照されたい。）により取得することを合意している。

④ 本臨時株主総会等における定款変更及び優先株式の取得の決議

本プランを実施する前提として、当社は、平成25年12月26日開催の本臨時株主総会等において、(a)発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を12億5,000万株から15億7,500万株へそれぞれ変更する定款の一部変更、(b)優先株式の内容の変更に係る定款の一部変更（(i)優先配当金額の減額（各優先株式1株につき50,000円から20,000円への引下げ）、(ii)転換請求権の転換可能期間の変更（平成26年6月30日までは毎営業日転換可能とする）、(iii)転換価額の変更（平成26年6月30日までは、本公募増資の払込金額の決定日における終値（但し、定款変更前と同様の下記上限転換価額及び下限転換価額に服する。）に修正される。）、及び(iv)平成26年4月1日から平成29年6月30日までの間、上記③(a)のとおり本プランに従い取得される場合と同一の1株あたり取得価格の金銭を対価とする金銭対価の取得条項の新設）、並びに(c)以下の内容の優先株式の取得（詳細は上記「③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」を参照されたい。）を行うことを決議した。なお、上記(b)の定款の一部変更については、当社が平成26年6月末日までの最初に行う本公募増資の払込みを条件として、本公募増資の払込期日にその効力が生じるものとされている。

< 上限転換価額及び下限転換価額 >

	下限転換価額	上限転換価額
第1回A種優先株式	540円	1,080円
第1回G種優先株式	520円	1,050円
第2回G種優先株式	710円	1,430円
第3回G種優先株式	690円	1,390円
第4回G種優先株式	770円	2,580円

< 優先株式の取得についての議案の内容 >

取得する株式の種類	取得価格の総額(上限)	取得株式数(上限)	1株あたり取得価格(注)	発行価額からのディスカウント率
第1回A種優先株式	358億7,000万円	42,200株	850,000円	(15%)
第1回G種優先株式	1,105億円	130,000株	850,000円	(15%)
第2回G種優先株式	1,128億2,331万円	168,393株	670,000円	(33%)
第3回G種優先株式	70億3,800万円	10,200株	690,000円	(31%)
第4回G種優先株式	186億円	30,000株	620,000円	(38%)

(注) 当社は、第三者評価機関であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社から「優先株式価値分析報告書」を取得しており、取得価格は、かかる報告書の算定結果の価格レンジに入っている。
当社が優先株式を取得することができる期間：本臨時株主総会等終結の日から平成26年6月30日まで

但し、株主3社は、上記のとおり、その保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使する予定であり、これにより、当社が取得することとなる優先株式の数は上記の取得株式数の上限よりも少なくなる予定である。

当社は、本プランに基づく上記諸施策を実施することにより、成長戦略とのバランスを取りつつ、安定配当の継続を目指す。

さらに、現時点での当社の希薄化後ベースでの普通株式の総数（優先株式が全て各転換価額の下限で普通株式に転換されたと仮定した場合）は約12.42億株であるが、本プランの実施（本公募増資及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式の発行）により、これを減少させることができる見込みである（注）。本プランでは、普通株式の発行により優先株式の取得資金を調達するため、自己資本を減少させずに当社資本を優先株式から普通株式に入れ替えることができ、これにより今後の成長戦略から得られる利益を普通株主に還元することが可能となる。

(注) 本プランの実施後も優先株式の一部が残存する可能性があるが、本優先株主との間で、上記「③ 当社による優先株式の取得及び株主3社による優先株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使」のとおり、本優先株主による優先株式の譲渡等の処分及び普通株式を対価とする取得請求権の行使が制限され、また、剰余金の配当を行った後の当社の分配可能額の範囲内かつ当社の事業の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、当社が平成29年6月末日までに当該優先株式の全部を金銭対価の取得条項により取得することとされていることから、上記のとおり見込んでいるものである。

なお、本公募増資については、平成26年1月29日に2,438億8,000万円が払い込まれ、資本金が1,219億4,000万円、資本準備金が1,219億4,000万円増額したが、平成25年12月26日開催の当社臨時取締役会における決議に基づき、会社法上必要となる分配可能額を確保することを目的に、払込期日と同日付けで各々同額を減少した。

上記の他に、本第三者割当増資により、23,250,000株を上限として、平成26年2月25日に当社普通株式が発行されることある。

また、平成26年1月22日に、各種優先株式の転換価額について、以下の通り修正している。

<修正後転換価額>

	修正後転換価額
第1回A種優先株式	1,080円
第1回G種優先株式	1,050円
第2回G種優先株式	1,167円
第3回G種優先株式	1,167円
第4回G種優先株式	1,167円

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、26,268百万円である。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,575,000,000
A種優先株式	381,600
G種優先株式	500,000
計	1,575,000,000

(注) 1. 「発行可能株式総数」欄には、平成25年12月31日現在の当社定款に記載されている株式の総数を記載している。

2. 当社の発行可能株式総数は1,575,000,000株であり、普通株式及び各種類株式の発行可能種類株式総数の合計数ではない。

3. 平成25年12月26日開催の臨時株主総会及び各種類株主総会決議により、平成26年1月29日に定款一部変更の件②の効力が生じた。各種類株式の発行可能株式総数は以下のとおりである。

普通株式	1,575,000,000株
第1回A種優先株式	42,200株
第1回G種優先株式	130,000株
第2回G種優先株式	168,393株
第3回G種優先株式	10,200株
第4回G種優先株式	30,000株
発行可能株式総数	1,575,000,000株

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月13日) (注)1	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	622,893,974	840,643,974	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式
第1回 A種優先株式 (注)2	42,200	42,200	—	単元株式数 1株 (注)3～7
第1回 G種優先株式 (注)2	130,000	130,000	—	単元株式数 1株 (注)3～7
第2回 G種優先株式 (注)2	168,393	168,393	—	単元株式数 1株 (注)3～7
第3回 G種優先株式 (注)2	10,200	10,200	—	単元株式数 1株 (注)3～7
第4回 G種優先株式 (注)2	30,000	30,000	—	単元株式数 1株 (注)3～7
計	623,274,767	841,024,767	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成26年2月1日からこの四半期報告書提出日までの優先株式の普通株式への転換による増減は含まれていない。

2. 第1回A種優先株式、第1回乃至第4回G種優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

3. 第1回A種優先株式、第1回乃至第4回G種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりである。

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額(転換価額)が下方に修正された場合、取得請求権(転換請求権)の行使により交付される普通株式数が増加する。なお、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、取得価額(転換価額)、下限取得価額(下限転換価額)及び上限取得価額(上限転換価額)について所定の調整が行われることがある。

(2) 取得価額(転換価額)の修正の基準及び頻度

①平成26年6月末日まで

(a) 修正の基準

第1回A種優先株式：1,080円

第1回G種優先株式：1,050円

第2回G種優先株式：1,167円

第3回G種優先株式：1,167円

第4回G種優先株式：1,167円

(b) 修正の頻度

平成26年6月末日までは、上記(a)の価格で固定される。

(c) 取得価額(転換価額)の下限及び取得請求権(転換請求権)の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

(i) 取得価額(転換価額)の下限

第1回A種優先株式：1,080円

第1回G種優先株式：1,050円

第2回G種優先株式：1,167円

第3回G種優先株式：1,167円

第4回G種優先株式：1,167円

(ii) 取得請求権（転換請求権）の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

第1回A種優先株式：39,074,074株

（平成26年1月31日現在における第1回A種優先株式の発行済株式総数42,200株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の4.64%）

第1回G種優先株式：123,809,523株

（平成26年1月31日現在における第1回G種優先株式の発行済株式総数130,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の14.72%）

第2回G種優先株式：144,295,629株

（平成26年1月31日現在における第2回G種優先株式の発行済株式総数168,393株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の17.16%）

第3回G種優先株式：8,740,359株

（平成26年1月31日現在における第3回G種優先株式の発行済株式総数10,200株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.03%）

第4回G種優先株式：25,706,940株

（平成26年1月31日現在における第4回G種優先株式の発行済株式総数30,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の3.05%）

②平成26年7月1日以降

(a) 修正の基準

転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値

(b) 修正の頻度（該当日が営業日でない場合には翌営業日）

第1回A種優先株式：平成26年7月1日から平成29年6月30日までのうち毎月10日

第1回G種優先株式：平成26年7月1日以降の毎月10日

第2回G種優先株式：平成26年7月1日以降の毎月10日

第3回G種優先株式：平成26年7月1日以降の毎月10日

第4回G種優先株式：平成26年7月1日以降の毎月10日

(c) 取得価額（転換価額）の下限及び取得請求権（転換請求権）の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

(i) 取得価額（転換価額）の下限

第1回A種優先株式：540円

第1回G種優先株式：520円

第2回G種優先株式：710円

第3回G種優先株式：690円

第4回G種優先株式：770円

(ii) 取得請求権（転換請求権）の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

第1回A種優先株式：78,148,148株

（平成26年1月31日現在における第1回A種優先株式の発行済株式総数42,200株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の9.29%）

第1回G種優先株式：250,000,000株

（平成26年1月31日現在における第1回G種優先株式の発行済株式総数130,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の29.73%）

第2回G種優先株式：237,173,239株

（平成26年1月31日現在における第2回G種優先株式の発行済株式総数168,393株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の28.21%）

第3回G種優先株式：14,782,608株

（平成26年1月31日現在における第3回G種優先株式の発行済株式総数10,200株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.75%）

第4回G種優先株式：38,961,038株

（平成26年1月31日現在における第4回G種優先株式の発行済株式総数30,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の4.63%）

- (3) 当社の決定による第1回A種優先株式及び第1回乃至第4回G種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項

第1回A種優先株式については、当該優先株式の全部の取得を可能とする強制転換条項がある。

第1回乃至第4回G種優先株式については、当該優先株式の全部の取得を可能とする強制転換条項はない。

4. 第1回A種優先株式、第1回乃至第4回G種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりである。

- (1) 権利の行使に関する事項について所有者との間の取決めの内容

当社は、三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「優先株主4社」という）との間で、各優先株主4社が、平成29年6月末日までの間、平成25年11月6日付公表の「三菱自動車 資本再構築プラン」により行う場合を除き、その保有する（三菱重工業株式会社については、自ら又は三菱重工業株式会社子会社において保有する）当社優先株式について、普通株式を対価とする取得請求権を行使しないことを確認している。

- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、各優先株主4社との間で、各優先株主4社が、平成29年6月末日までの間、平成25年11月6日付公表の「三菱自動車 資本再構築プラン」により行う場合を除き、その保有する（三菱重工業株式会社については、自ら又は三菱重工業株式会社子会社において保有する）当社優先株式及び普通株式について、譲渡等の処分を行わない方針であることを確認している。

5. 当社は、普通株式のほかに各種優先株式を発行しているが、単元株式数については、普通株式と各種優先株式の発行価額の差異等を勘案して、普通株式は100株、各種優先株式は1株としている。また、議決権については、普通株式は議決権を有するが、各種優先株式は、その株主等が、剰余金の配当・残余財産の分配において普通株式の株主等に比し優先的な取扱いを受けることが予定されていること等を勘案して、法令に定める場合を除き、議決権を有しないこととしている。

6. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

7. 第1回A種優先株式、第1回乃至第4回G種優先株式（以下「優先株式」と総称する。）の内容は次のとおりである。なお、以下は当社定款からの抜粋である。

（優先配当金）

第10条の2 本会社は、第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ第10条の10第1項に定める支払順位に従い、平成25年4月1日に開始する事業年度以降、各事業年度において優先株式1株につき20,000円の金銭（以下「優先配当金」という。）を支払う。

2. ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

3. 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては優先配当金を超えて配当はしない。

（優先中間配当金）

第10条の3 本会社は、第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ第10条の10第2項に定める支払順位に従い、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。優先中間配当金が支払われた場合においては、前条の優先配当金の支払いは、当該優先中間配当金の額を控除した額による。

（残余財産の分配）

第10条の4 本会社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ第10条の10第3項に定める支払順位に従い、優先株式1株につき金100万円を支払う。

2. 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第10条の5 本社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

本社は、優先株主又は優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(議決権)

第10条の6 優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(転換請求権)

第10条の7 優先株主は、次項に定める転換を請求し得べき期間中、第3項に定める転換の条件で、本会社に対し、優先株主が有する優先株式を取得し、これと引換えに本会社の普通株式を交付すること(以下、本会社がある種類の株式を取得し、それと引換えに本会社の他の種類の株式を交付することを「転換」という。)を請求することができる。

2. 前項の転換を請求し得べき期間は、それぞれ以下に定める日(以下「転換請求可能日」と総称する。)とする。

第1回A種優先株式：平成26年6月30日までの毎営業日及び平成26年7月1日から平成29年6月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)

第1回G種優先株式、第2回G種優先株式、第3回G種優先株式及び第4回G種優先株式：平成26年6月30日までの毎営業日及び平成26年7月1日以降の毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)

3. 優先株式は、下記の転換の条件で本会社の普通株式に転換することができる。

(1) 公募後当初転換価額

公募後当初転換価額は、本会社が平成26年6月末日までの最初に実施する公募による新株式発行(一般募集)の払込金額の決定日における株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の終値とする。ただし、各優先株式について、当該終値が以下に記載する価額(ただし、下記第4号の調整を受ける。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、公募後当初転換価額は下限転換価額とする。また、当該終値が以下に記載する価額(ただし、下記第4号の調整を受ける。)(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、公募後当初転換価額は上限転換価額とする。

第1回A種優先株式：下限転換価額540円、上限転換価額1,080円

第1回G種優先株式：下限転換価額520円、上限転換価額1,050円

第2回G種優先株式：下限転換価額710円、上限転換価額1,430円

第3回G種優先株式：下限転換価額690円、上限転換価額1,390円

第4回G種優先株式：下限転換価額770円、上限転換価額2,580円

(2) 転換価額の修正

転換価額は、平成26年7月1日以降の各転換請求可能日において、優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格(以下に定義される。)の平均値に修正されるものとする(円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。なお、かかる修正後転換価額は、当該転換請求がなされた優先株式を含む優先株式の全部に適用されるものとする。)。ただし、各優先株式について、当該平均値が下限転換価額を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が上限転換価額を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。なお、「売買高加重平均価格」とは、株式会社東京証券取引所が、関連する取引日における本会社の普通株式の普通取引の売買高総額を当該取引日における普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、株式会社東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、ブルームバーグ・エル・ピー(Bloomberg L.P.)が当該取引日の午前10時から11時の間(ロンドン時間)において提示する7211 ジェイティイー・エクイティ・エークューアール(7211 JT Equity AQR)の画面(又はそれに代わる画面若しくはサービス。以下「参照画面」という。)に表示された価格(当該取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。))をいう。

(3) 転換価額の調整

- ①平成26年7月1日以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により（ただし、(v)の場合を除く。）転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{1株当たりの時価}}$$

- (i) 転換価額調整式で使用する1株当たりの時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は本会社が所有する普通株式（以下「自己株式」という。）を処分する場合（株式の分割、普通株式に転換される株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。）調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、また、株式分割のための株主割当日がない場合は、取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「（既発行普通株式数－自己株式数）」は「既発行普通株式数」と読み替える。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 転換価額調整式で使用する1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を発行又は処分する場合

調整後転換価額は、かかる株式の払込期日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式すべてが転換されたものとみなし、その払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。ただし、当該発行又は処分される株式の転換価額がその払込期日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換価額が決定される日（以下、本(iii)において「価額決定日」という。）に、発行もしくは処分される株式すべてが転換されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。なお、本会社が所有する、転換価額調整式で使用する1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を処分する場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」とそれぞれ読み替える。

- (iv) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、同じ。）の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額が転換価額調整式で使用する1株当たりの時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合

調整後転換価額は、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権すべてが行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、また、株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。ただし、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその発行日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権の行使価額が決定される日（以下、本(iv)において「価額決定日」という。）に、発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (v) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ②転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- (i) 上記①(i)の転換価額調整式で使用する1株当たりの時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は本会社が所有する普通株式を処分する場合(株式の分割、普通株式に転換される株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。)には、当該払込金額又は処分価額(ただし、金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)
 - (ii) 上記①(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - (iii) 上記①(iii)の転換価額調整式で使用する1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を発行又は処分する場合には、当該転換価額
 - (iv) 上記①(iv)の新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額が転換価額調整式で使用する1株当たりの時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合には、当該1株当たりの価額
- ③上記①に掲げた事由によるほか、平成26年7月1日以降、次の(i)ないし(v)のいずれかに該当する場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、又は資本の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 上記(i)のほか、発行済普通株式数(ただし、自己株式数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が、他方の事由によって影響されているとみなされるとき。
 - (iv) 上記①(iii)に定める株式の転換可能期間が終了したとき。ただし、当該株式すべてが転換された場合を除く。
 - (v) 上記①(iv)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- ④転換価額調整式で使用する1株当たりの時価とは、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記①(ii)但書の場合には株主割当日)に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値とする(円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。)。なお、上記20取引日の間に、上記①で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する1株当たりの時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ⑤転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における発行済普通株式数とする。
- ⑥上記第2号に定める時価算定期間の末日の翌日以降当該転換価額修正日の前日までの間に本号①又は③に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本号の規定に従った転換価額の調整に加え、上記第2号の規定に基づき修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該転換価額修正日以降これを適用する。
- ⑦上記第2号に定める時価算定期間の間に本号①又は③に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本号の規定に従った転換価額の調整に加え、上記第2号の規定に基づき修正された修正後転換価額を取締役会が適当と判断する価額に調整し、当該転換価額修正日以降これを適用する。
- ⑧転換価額の調整のために計算を行う場合には、円単位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り下げる。
- ⑨転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。
- (4) 上限転換価額及び下限転換価額の調整
- 上記第3号の規定により転換価額の調整を行う場合には、上限転換価額及び下限転換価額についても、「転換価額」を「上限転換価額」又は「下限転換価額」に置き換えた上で上記第3号の規定を準用して同様の調整を行う。

(5) 転換により発行すべき普通株式数

①優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の払込金相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

②転換により発行すべき普通株式数に1株未満の端株が生じた場合には、これを切り捨てる。

(強制転換条項)

第10条の8 前条第2項に定める転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第1回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第1回A種優先株式1株の払込金額相当額を第1回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、上記の第1回A種優先株式の転換により交付する普通株式の数は、当該平均値が下限転換価額を下回るときは、第1回A種優先株式1株の払込金額相当額を下限転換価額で除して得られる数とする。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

(金銭対価の取得条項)

第10条の9 本会社は、平成26年4月1日から平成29年6月30日までの間いつでも、取締役会で定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、本会社は、以下に定める額の金銭を各優先株主に対して交付するものとする。なお、同種類の優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

第1回A種優先株式：1株につき850,000円

第1回G種優先株式：1株につき850,000円

第2回G種優先株式：1株につき670,000円

第3回G種優先株式：1株につき690,000円

第4回G種優先株式：1株につき620,000円

(優先順位)

第10条の10 第1回A種優先株式、第1回G種優先株式、第2回G種優先株式、第3回G種優先株式及び第4回G種優先株式にかかる優先配当金の支払順位は、同順位とする。

2. 第1回A種優先株式、第1回G種優先株式、第2回G種優先株式、第3回G種優先株式及び第4回G種優先株式にかかる優先中間配当金の支払順位は、同順位とする。

3. 第1回A種優先株式、第1回G種優先株式、第2回G種優先株式、第3回G種優先株式及び第4回G種優先株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、第1回G種優先株式、第2回G種優先株式、第3回G種優先株式及び第4回G種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第1順位（それらの間では同順位）とし、第1回A種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第2順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本 準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自平成25年10月1日 至平成25年12月31日 (注)	—	普通株式 622,893,974 第1回A種優先株式 42,200 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	—	165,701,243	—	—

- (注) 1. 平成26年1月29日を払込期日とする公募増資により、発行済株式総数が217,750,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ121,940,000千円増加している。
2. 平成26年1月29日付で公募増資により増加した資本金及び資本準備金の額と同額で、それぞれ資本金及び資本準備金の額を減少したうえで、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えている。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年11月21日）に基づく株主名簿により記載する。

① 【発行済株式】

平成25年11月21日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 42,200 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	—	(注) 1.
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 221,300	—	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 622,611,900 (注) 2.	6,226,119	同上
単元未満株式	普通株式 60,774 (注) 3.	—	同上
発行済株式総数	623,274,767	—	—
総株主の議決権	—	6,226,119	—

(注) 1. (1) 株式の総数等 ②発行済株式 (注) 2. ~ (注) 7. を参照。

2. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式6,400株 (議決権の数64個) が含まれている。

3. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式83株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成25年11月21日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番8号	221,300	—	221,300	0.03
計	—	221,300	—	221,300	0.03

2【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員 の 異 動 は な い。

(注) 執行役員 の 異 動 は 次 の 通 り で あ る。

役職 の 異 動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務執行役員	名古屋製作所長	常務執行役員	三菱・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッド取締役副社長・COO(最高執行責任者)	安藤 剛史	平成25年7月1日
執行役員	プロダクト・エグゼクティブ(C&D-Seg) 兼 EVビジネス本部 プロダクト・エグゼクティブ(アウトランダーPHEV)	執行役員	プロダクト・エグゼクティブ(C&D-Seg)	岡本 金典	平成25年11月1日
常務執行役員	社長補佐	常務執行役員	三菱・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッド取締役社長・CEO(最高経営責任者)	村橋 庸元	平成25年12月1日
執行役員	三菱・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッド取締役社長・CEO(最高経営責任者)	執行役員	アジア・アセアン本部長	植木 将彦	平成25年12月1日
執行役員	アジア・アセアン本部長	執行役員	アジア・アセアン本部 副本部長 兼 インドネシア事業強化プロジェクトチームリーダー	堀之内兼一	平成25年12月1日

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	平成24年連結会計年度 (平成25年3月31日)	平成25年度 第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	409,509	444,229
受取手形及び売掛金	149,555	123,167
商品及び製品	143,046	157,722
仕掛品	33,979	28,521
原材料及び貯蔵品	25,295	32,663
その他	123,906	131,769
貸倒引当金	△6,312	△4,905
流動資産合計	878,980	913,168
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	82,541	79,615
機械装置及び運搬具（純額）	139,756	148,965
工具、器具及び備品（純額）	51,977	52,832
土地	99,432	99,845
建設仮勘定	13,196	12,389
有形固定資産合計	386,903	393,648
無形固定資産		
投資その他の資産	12,894	12,245
投資有価証券	67,251	69,960
その他	117,014	126,399
貸倒引当金	△10,234	△10,468
投資その他の資産合計	174,031	185,891
固定資産合計	573,829	591,785
資産合計	1,452,809	1,504,953

(単位：百万円)

	平成24年連結会計年度 (平成25年3月31日)	平成25年度 第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	313,810	338,166
短期借入金	113,984	93,718
1年内返済予定の長期借入金	143,271	106,707
未払金及び未払費用	106,168	123,400
未払法人税等	8,360	10,417
製品保証引当金	28,273	30,249
その他	73,378	65,143
流動負債合計	787,248	767,803
固定負債		
長期借入金	107,125	83,641
退職給付引当金	111,660	113,627
役員退職慰労引当金	912	912
その他	94,634	92,199
固定負債合計	314,333	290,381
負債合計	1,101,581	1,058,184
純資産の部		
株主資本		
資本金	657,355	165,701
資本剰余金	432,666	217
利益剰余金	△688,049	324,466
自己株式	△217	△219
株主資本合計	401,754	490,165
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,222	7,129
繰延ヘッジ損益	2,980	△1,585
為替換算調整勘定	△69,759	△59,973
その他の包括利益累計額合計	△61,556	△54,429
少数株主持分	11,030	11,032
純資産合計	351,227	446,768
負債純資産合計	1,452,809	1,504,953

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	平成24年度 第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	平成25年度 第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	1,282,629	1,518,713
売上原価	1,046,333	1,179,183
売上総利益	236,296	339,530
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費及び販売促進費	50,708	80,152
運賃	31,516	40,237
貸倒引当金繰入額	△374	△600
役員報酬及び給料手当	45,108	48,097
退職給付引当金繰入額	3,694	3,149
減価償却費	6,393	6,748
研究開発費	26,687	26,268
その他	31,650	39,173
販売費及び一般管理費合計	195,383	243,226
営業利益又は営業損失(△)	40,912	96,304
営業外収益		
受取利息	2,496	3,923
為替差益	11,555	20,879
持分法による投資利益	6,550	3,042
その他	2,866	1,779
営業外収益合計	23,469	29,624
営業外費用		
支払利息	8,017	7,454
その他	3,997	2,118
営業外費用合計	12,015	9,572
経常利益又は経常損失(△)	52,366	116,355
特別利益		
固定資産売却益	197	1,151
投資有価証券売却益	11,533	6
その他	137	46
特別利益合計	11,868	1,204
特別損失		
固定資産除却損	767	2,528
関係会社株式売却損	24,480	—
減損損失	162	4,785
その他	310	1,507
特別損失合計	25,721	8,820
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	38,513	108,738
法人税等	18,449	18,232
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	20,064	90,505
少数株主利益	2,721	2,092
四半期純利益又は四半期純損失(△)	17,343	88,413

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	平成24年度 第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	平成25年度 第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	20,064	90,505
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△7,190	1,901
繰延ヘッジ損益	3,427	△3,630
為替換算調整勘定	18,607	4,238
持分法適用会社に対する持分相当額	1,081	5,016
その他の包括利益合計	15,926	7,526
四半期包括利益	35,991	98,032
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	32,592	95,509
少数株主に係る四半期包括利益	3,399	2,522

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務等

(1) 保証債務

平成24年連結会計年度 (平成25年3月31日)			平成25年度 第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)		
被保証者	保証金額	被保証債務 の内容	被保証者	保証金額	被保証債務 の内容
ピーシーエムエー ・ルス・エルエル シー	12,638百万円	銀行借入金他	ピーシーエムエー ・ルス・エルエル シー	13,642百万円	銀行借入金他
従業員	1,174	(注)	従業員	996	(注)
その他	512	銀行借入金他	その他	170	リース債務他
計	14,325		計	14,810	

(注) 「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金

(2) 保証債務に準ずる債務

平成24年連結会計年度 (平成25年3月31日)			平成25年度 第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)		
対象者	対象金額	対象債務の内容			
サフォーク・リー シング・インク	3,431百万円	(注)			

(注) 米国子会社のリース契約に係わる賃貸人の少数出資者へ支払うべき残高である。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成25年度第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりである。

	平成24年度 第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	平成25年度 第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	39,316百万円	43,939百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 平成24年度第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益(又は損失)の金額に関する情報

(単位:百万円)

	自動車	金融	計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,275,287	7,342	1,282,629	—	1,282,629
(2) セグメント間の内部売上高	(4)	—	(4)	4	—
計	1,275,282	7,342	1,282,624	4	1,282,629
セグメント利益(又は損失)	39,046	1,861	40,907	4	40,912

(注) 1. セグメント利益(又は損失)の調整額は、セグメント間取引消去によるものである。

2. セグメント利益(又は損失)は、四半期連結損益計算書の営業利益(又は営業損失)と一致している。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

重要な減損損失はない。

(地域に関する補足情報)

1. 外部顧客の所在地を基礎として区分した外部顧客に対する売上高

(単位:百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計
売上高							
外部顧客に対する売上高	225,758	112,377	298,214	364,668	109,027	172,582	1,282,629

(注) 本邦以外の区分に属する主な国または地域

(1) 北 米・・・米国

(2) 欧 州・・・オランダ、イタリア、ドイツ、ロシア、ウクライナ

(3) アジア・・・タイ、マレーシア、台湾、中国

(4) オセアニア・・・オーストラリア、ニュージーランド

(5) その他・・・U. A. E.、プエルトリコ

2. 当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分した売上高及び営業利益（又は営業損失）

（単位：百万円）

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計	消去又は全社	連結
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	754,071	101,988	58,258	240,168	109,027	19,114	1,282,629	—	1,282,629
(2) セグメント間の内部売上高	294,903	17,224	29,152	236,665	80	—	578,027	(578,027)	—
計	1,048,975	119,213	87,411	476,833	109,108	19,114	1,860,656	(578,027)	1,282,629
営業利益 (又は営業損失)	(11,593)	(4,375)	9,886	51,252	(1,967)	542	43,745	(2,832)	40,912

(注) 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北 米・・・・・・米国
- (2) 欧 州・・・・・・オランダ、ドイツ、ロシア
- (3) アジア・・・・・・タイ、フィリピン
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・・U. A. E.、プエルトリコ

II 平成25年度第3四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益（又は損失）の金額に関する情報

（単位：百万円）

	自動車	金融	計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,509,776	8,937	1,518,713	—	1,518,713
(2) セグメント間の内部売上高	(41)	—	(41)	41	—
計	1,509,734	8,937	1,518,671	41	1,518,713
セグメント利益（又は損失）	95,110	1,152	96,262	41	96,304

(注) 1. セグメント利益（又は損失）の調整額は、セグメント間取引消去によるものである。

2. セグメント利益（又は損失）は、四半期連結損益計算書の営業利益（又は営業損失）と一致している。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「自動車」セグメントにおいて、減損損失を計上している。

なお、当該減損損失の計上額は、4,785百万円である。

(地域に関する補足情報)

1. 外部顧客の所在地を基礎として区分した外部顧客に対する売上高

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計
売上高							
外部顧客に対する売上高	324,422	176,372	341,456	310,647	157,529	208,285	1,518,713

(注) 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北 米・・・・・・米国
- (2) 欧 州・・・・・・ロシア、フランス、ドイツ、オランダ
- (3) アジア・・・・・・タイ、インドネシア、フィリピン、中国、台湾
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・・ブラジル、U. A. E.、プエルトリコ

2. 当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分した売上高及び営業利益（又は営業損失）

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計	消去又は全社	連結
売上高									
(1) 外部顧客に 対する売上高	882,614	160,536	106,409	189,695	157,529	21,928	1,518,713	—	1,518,713
(2) セグメント間 の内部売上高	364,297	43,976	1,159	264,275	84	0	673,792	(673,792)	—
計	1,246,912	204,512	107,568	453,970	157,613	21,928	2,192,506	(673,792)	1,518,713
営業利益 (又は営業損失)	52,613	1,244	8,373	37,876	1,323	931	102,362	(6,058)	96,304

(注) 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北 米・・・・・・米国
- (2) 欧 州・・・・・・オランダ、ドイツ、ロシア
- (3) アジア・・・・・・タイ、フィリピン
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・・U. A. E.、プエルトリコ

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成24年度第3四半期 連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	平成25年度第3四半期 連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	30円66銭	142円48銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	17,343	88,413
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	17,343	88,413
普通株式の期中平均株式数 (千株)	565,736	620,534
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	17円3銭	89円77銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	452,805	364,383
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 平成25年8月1日付で普通株式10株を1株の割合で併合しており、平成24年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定している。

(重要な後発事象)

(重要な新株の発行)

当社は、平成26年1月7日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し決議した。また、平成26年1月22日に発行価格及び売出価格等を下記のとおり決定した。なお、公募による新株式発行については、平成26年1月29日に払込を受けており、資本金及び資本準備金の額が増加している。

1. 公募による新株式発行

- (1) 募集株式の種類及び数 (注1) 下記①乃至③の合計による当社普通株式 217,750,000株
- ① 国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 145,450,000株
 - ② 海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 64,550,000株
 - ③ 海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 7,750,000株
- (2) 払込金額 (注1) 1株につき 1,120円
- (3) 払込金額の総額 243,880,000,000円
- (4) 増加する資本金及び
資本準備金の額 増加する資本金の額 121,940,000,000円
増加する資本準備金の額 121,940,000,000円
- (5) 申込期間 (国内) 平成26年1月23日 (木) ~ 平成26年1月24日 (金)
- (6) 払込期日 平成26年1月29日 (水)
- (注1) 発行価格 (募集価格) は払込金額と同一の金額である。

2. 当社株式の売出し (オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 23,250,000株
- (2) 売出価格 1株につき 1,120円
- (3) 売出価格の総額 26,040,000,000円
- (4) 申込期間 平成26年1月23日 (木) ~ 平成26年1月24日 (金)
- (5) 受渡期日 平成26年1月30日 (木)

3. 第三者割当による新株式発行

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 23,250,000株
- (2) 払込金額 1株につき 1,120円
- (3) 払込金額の総額 (上限) 26,040,000,000円
- (4) 増加する資本金及び
資本準備金の額 増加する資本金の額 (上限) 13,020,000,000円
増加する資本準備金の額 (上限) 13,020,000,000円
- (5) 申込期間 (申込期日) 平成26年2月24日 (月)
- (6) 払込期日 平成26年2月25日 (火)
- (7) 割当先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (8) その他

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、第三者割当による新株式発行に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定である。そのため第三者割当による新株式発行における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当による新株式発行における最終的な発行株式数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、または発行そのものが全く行われない場合がある。

4. 資金の使途

公募による新株式発行に係る手取概算額の総額 232,254百万円（注2）及び第三者割当による新株式発行に係る手取概算額の総額上限24,837百万円（注2）との合計額上限257,091百万円について、210,000百万円を上限の目途として平成26年3月末日までに当社優先株式を取得するための資金に充当し、残額が生じた場合には平成28年3月末日までに当社の設備投資資金の一部に充当する予定である。

（注2）公募による新株式発行に係る手取概算額の総額232,254百万円は、公募による新株式発行に対する払込金額の総額243,880百万円から発行諸費用の概算額を控除した金額である。また、第三者割当による新株式発行に係る手取概算額の総額上限24,837百万円は、第三者割当による新株式発行に対する払込金額の総額上限26,040百万円から発行諸費用の概算額を控除した金額である。

5. その他

上記新株式発行にあたり、平成26年3月期決算（個別）及び平成26年3月期連結決算において、発行諸費用約130億円（オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当による新株式発行が上限株式数まで実施された場合の合計額）を株式交付費として営業外費用に計上する予定である。

（資本金及び資本準備金の額の減少）

当社は公募による新株式発行（以下「本公募増資」という。）及び第三者割当による新株式発行によりそれぞれ増加する資本金及び資本準備金の額と同額で、それぞれ資本金及び資本準備金の額を減少させることについて、平成25年12月26日開催の当社取締役会において決議（以下「本決議」という。）した。

また、平成26年1月29日において、本公募増資の払込が完了したことに伴い、本公募増資により増加する資本金及び資本準備金の額の減少に関し、減少すべき資本金及び資本準備金の額が以下のとおり確定し、その効力が発生した。

なお、第三者割当による新株式発行については、平成26年2月25日に払込が完了し、第三者割当による新株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額の減少の効力が発生する予定である。

1. 目的

平成25年11月6日に公表した「三菱自動車 資本再構築プラン」に基づき当社優先株式の取得を行うにあたり会社法上必要となる分配可能額を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第3項並びに会社法第448条第1項及び第3項の規定に基づき、本決議の通り資本金及び資本準備金の額を減少させるものである。

なお、本件は純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はない。

2. 本公募増資により増加する資本金の額の減少の内容

(1) 資本金の額（平成25年12月31日）	165,701,243,103円
(2) 減少する資本金の額	121,940,000,000円
(3) 増加するその他資本剰余金の額	121,940,000,000円

3. 本公募増資により増加する資本準備金の額の減少の内容

(1) 資本準備金の額（平成25年12月31日）	－円
(2) 減少する資本準備金の額	121,940,000,000円
(3) 増加するその他資本剰余金の額	121,940,000,000円

2【その他】

該当事項はない。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月13日

三菱自動車工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 満夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 友裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安永 千尋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 重要な後発事象（重要な新株の発行）に記載されているとおり、会社は、平成26年1月7日開催の取締役会において、新株式発行及び株式の売出しに関し決議した。
- 重要な後発事象（資本金及び資本準備金の額の減少）に記載されているとおり、平成26年1月29日において公募による新株式発行（以下、「本公募増資」という。）の払込が完了したことに伴い、本公募増資により増加する資本金及び資本準備金の額の減少に関し、減少すべき資本金及び資本準備金の額が確定し、その効力が発生した。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はない。
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長益子修は、当社の平成25年度第3四半期（自平成25年10月1日 至平成25年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認した。

2 【特記事項】

特記すべき事項はない。